

第一種圧力容器

次に掲げる容器(ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.04 m³以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 1,000mm 以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m³ で表した数値との積が 0.004 以下の容器を除く。)をいう。

- イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの(口又はハに掲げる容器を除く。)
- ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの
- ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの
- ニ イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

小型圧力容器

第一種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。

- イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.2 m³以下のもの又は胴の内径が 500mm 以下で、かつ、その長さが 1,000mm 以下のもの
- ロ その使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m³ で表した数値との積が 0.02 以下の容器

第二種圧力容器

ゲージ圧力 0.2MPa 以上の気体をその内部に保有する容器(第一種圧力容器を除く。)のうち、次に掲げる容器をいう。

- イ 内容積が 0.04 m³以上の容器
- ロ 胴の内径が 200mm 以上で、かつ、その長さが 1,000mm 以上の容器

移動式クレーン

原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンをいう。

デリック

マスト又はブームを有し、原動機を別置して動力により荷をつり上げる機械装置をいう。

簡易リフト

エレベーター（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものを除く。以下同じ。）のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が 1 m²以下又はその天井の高さが 1.2m 以下のもの（次号の建設用リフトを除く。）をいう。

建設用リフト

荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が 80 度未満のスキップホイストを除く。）をいう。

ゴンドラ

つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備をいう。

別表第7 建設機械

1 整地・運搬・積込み用機械

- 1 ブル・ドーザー
- 2 モーター・グレーダー
- 3 トラクター・シヨベル
- 4 ずり積機
- 5 スクレーパー
- 6 スクレープ・ドーザー
- 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

2 掘削用機械

- 1 パワー・シヨベル
- 2 ドラグ・シヨベル
- 3 ドラグライン
- 4 クラムシエル
- 5 バケツト掘削機
- 6 レンチャー
- 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

3 基礎工事用機械

- 1 くい打機
- 2 くい抜機
- 3 アース・ドリル
- 4 リバース・サーキュレーション・ドリル
- 5 せん孔機(チュービングマシンを有するものに限る。)
- 6 アース・オーガー
- 7 ペーパー・ドレーン・マシン
- 8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

4 締固め用機械

- 1 ローラー
- 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

5 コンクリート打設用機械

- 1 コンクリートポンプ車
- 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

6 解体用機械

- 1 ブレーカ
- 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
(安衛則 151 条の 175)
 - 1 鉄骨切断機
 - 2 コンクリート圧碎機
 - 3 解体用つかみ機

ジャッキ式つり上げ機械

複数の保持機構（ワイヤロープ等を締め付けること等によって保持する機構をいう。以下同じ。）を有し、当該保持機構を交互に開閉し、保持機構間を動力を用いて伸縮させることにより荷のつり上げ、つり下げ等の作業をワイヤロープ等を介して行う機械

つり上げ荷重

クレーン、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。

作業床の高さ

作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さをいう

ずい道等の覆工

ずい道型枠支保工（ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型枠並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。）の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。

はい

倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。

型枠支保工

支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう

別表第3 特定化学物質

1 第1類物質

- 1 ジクロルベンジジン及びその塩
- 2 アルファーナフチルアミン及びその塩
- 3 塩素化ビフェニル(別名 PCB)
- 4 オルトートリジン及びその塩
- 5 ジアニシジン及びその塩
- 6 ベリリウム及びその化合物
- 7 ベンゾトリクロリド
- 8 1から6までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。)

2 第2類物質

- 1 アクリルアミド
- 2 アクリロニトリル
- 3 アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)
- 3の2 インジウム化合物
- 3の3 エチルベンゼン
- 4 エチレンイミン
- 5 エチレンオキシド
- 6 塩化ビニル
- 7 塩素
- 8 オーラミン
- 9 オルトーフタロジニトリル
- 10 カドミウム及びその化合物
- 11 クロム酸及びその塩
- 12 クロロメチルメチルエーテル
- 13 五酸化バナジウム
- 13の2 コバルト及びその無機化合物
- 14 コールタール

- 15 酸化プロピレン
- 16 シアン化カリウム
- 17 シアン化水素
- 18 シアン化ナトリウム
- 19 三・三' —ジクロロ—四・四' —ジアミノジフェニルメタン
- 19 の 2 1・1 ジメチルヒドラジン
- 20 臭化メチル
- 21 重クロム酸及びその塩
- 22 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)
- 23 トリレンジイソシアネート
- 23 の 2 ニッケル化合物 ((24 に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
- 24 ニッケルカルボニル
- 25 ニトログリコール
- 26 パラ—ジメチルアミノアゾベンゼン
- 27 パラ—ニトロクロルベンゼン
- 27 の 2 砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)
- 28 弗化水素
- 29 ベータ—プロピオラクトン
- 30 ベンゼン
- 31 ペンタクロルフェノール(別名 PCP)及びそのナトリウム塩
- 31 の 2 ホルムアルデヒド
- 32 マゼンタ
- 33 マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)
- 34 沃化メチル
- 35 硫化水素
- 36 硫酸ジメチル
- 37 1 から 36 までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

3 第3類物質

- 1 アンモニア
- 2 一酸化炭素

- 3 塩化水素
- 4 硝酸
- 5 二酸化硫黄
- 6 フェノール
- 7 ホスゲン
- 8 硫酸
- 9 1 から 8 までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

別表第4 鉛業務

- 1 鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙い焼、焼結、溶鋳又は鉛等若しくは焼結鋳等の取扱いの業務（鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が50リットルをこえない作業場における450度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。次号から第7号まで、第12号及び第16号において同じ。）
- 2 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鋳（鉛を3%以上含有する原料を取り扱うものに限る。）、当該溶鋳に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム（銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。）の取扱いの業務
- 3 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- 4 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
- 5 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品（鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。）を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務
- 6 鉛化合物（酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。）を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌かくはん、ふるい分け、煨焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- 7 鉛ライニングの業務（仕上げの業務を含む。）
- 8 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破砕、溶接、溶断、切断、鋳打ち（加熱して行なう鋳打ちに限る。）、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
- 9 鉛装置の内部における業務
- 10 鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務（前号に掲げる業務を除く。）
- 11 転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務

- 12 ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の熔融、鋳込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
- 13 自然換気が不十分な場合におけるはんだ付けの業務（臨時に行なう業務を除く。次号から第 16 号までにおいて同じ。）
- 14 鉛化合物を含有する釉薬を用いて行なう施釉又は当該施釉を行なった物の焼成の業務
- 15 鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なった物の焼成の業務（筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成の業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。）
- 16 熔融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
- 17 動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
- 18 前各号に掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務（第 9 号に掲げる業務を除く。）

備考

- 1 「鉛等」とは、鉛、鉛合金及び鉛化合物並びにこれらと他の物との混合物（焼結鉍、煙灰、電解スライム及び鉍さいを除く。）をいう。
- 2 「焼結鉍等」とは、鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずる焼結鉍、煙灰、電解スライム及び鉍さい並びに銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずる煙灰及び電解スライムをいう。
- 3 「鉛合金」とは、鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の 10% 以上含有するものをいう。
- 4 「含鉛塗料」とは、鉛化合物を含有する塗料をいう。
- 5 「鉛装置」とは、粉状の鉛等又は焼結鉍等が内部に付着し、又はたい積している炉、煙道、粉碎機、乾燥器、除じん装置その他の装置をいう。

別表第五 四アルキル鉛等業務

- 1 四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含むアンチノック剤をいう。以下同じ。）を製造する業務（四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。）
- 2 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）
- 3 前2号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 4 四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含むガソリンをいう。）（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務
- 5 四アルキル鉛等を含む残さい物（廃液を含む。以下同じ。）を取り扱う業務
- 6 四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務
- 7 四アルキル鉛を用いて研究を行なう業務
- 8 四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務（第2号又は第4号に掲げる業務に該当するものを除く。）

備考

7 以外は作業主任者の選任が必要

別表第6 酸素欠乏危険場所

- 1 次の地層に接し、又は通ずる井戸等（井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函かん、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。）の内部（次号に掲げる場所を除く。）
 - イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分
 - ロ 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
 - ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層
 - ニ 炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層
 - ホ 腐泥層
- 2 長期間使用されていない井戸等の内部
- 3 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 3の2
雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 3の3
海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット（以下この号において「熱交換器等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部
- 4 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。）の内部
- 5 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部
- 6 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
- 7 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部

- 8 しょうゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
- 9 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部
- 10 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部
- 11 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
- 12 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

別表第6の2 有機溶剤

- 1 アセトン
- 2 イソブチルアルコール
- 3 イソプロピルアルコール
- 4 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)
- 5 エチルエーテル
- 6 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)
- 7 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)
- 8 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)
- 9 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)
- 10 オルトージクロルベンゼン
- 11 キシレン
- 12 クレゾール
- 13 クロルベンゼン
- 14 クロロホルム
- 15 酢酸イソブチル
- 16 酢酸イソプロピル
- 17 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)
- 18 酢酸エチル
- 19 酢酸ノルマルブチル
- 20 酢酸ノルマルプロピル
- 21 酢酸ノルマルペンチル (別名酢酸ノルマルアミル)
- 22 酢酸メチル
- 23 四塩化炭素
- 24 シクロヘキサノール
- 25 シクロヘキサノン
- 26 1・4-ジオキサン
- 27 1・2-ジクロルエタン (別名二塩化エチレン)
- 28 1・2-ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)
- 29 ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)

- 30 N・N—ジメチルホルムアミド
- 31 スチレン
- 32 1・1・2・2—テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
- 33 テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）
- 34 テトラヒドロフラン
- 35 1・1・1—トリクロロエタン
- 36 トリクロロエチレン
- 37 トルエン
- 38 二硫化炭素
- 39 ノルマルヘキサン
- 40 1—ブタノール
- 41 2—ブタノール
- 42 メタノール
- 43 メチルイソブチルケトン
- 44 メチルエチルケトン
- 45 メチルシクロヘキサノール
- 46 メチルシクロヘキサノン
- 47 メチル—ノルマル—ブチルケトン
- 48 ガソリン
- 49 コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
- 50 石油エーテル
- 51 石油ナフサ
- 52 石油ベンジン
- 53 テレピン油
- 54 ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
- 55 前各号に掲げる物のみから成る混合物

木材加工用機械作業主任者

次の事業場が選任しなければならない。

木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を5台以上（当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上）有する事業場

乾燥設備作業主任者

次の事業場が選任しなければならない。

次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業

イ乾燥設備（熱源を用いて火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ。）のうち、危険物等（別表第1に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。）に係る設備で、内容積が1 m³以上のもの

ロ乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10Kg以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1 m³以上であるものに限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10Kw以上のものに限る。）

特殊化学設備

化学設備（別表第1に掲げる危険物（火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類を除く。）を製造し、若しくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が65度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。）のうち、発熱反応が行われる反応器等異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのあるもの（配管を除く。）

エックス線装置

医療用又は波高値による定格管電圧が千キロボルト以上のエックス線を発生させる装置（別表第2第2号の装置を除く。）

別表第1 危険物

1 爆発性の物

- 1 ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルローズその他の爆発性の硝酸エステル類
- 2 トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸その他の爆発性のニトロ化合物
- 3 過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイルその他の有機過酸化物
- 4 アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物

2 発火性の物

- 1 金属「リチウム」
- 2 金属「カリウム」
- 3 金属「ナトリウム」
- 4 黄りん
- 5 硫化りん
- 6 赤りん
- 7 セルロイド類
- 8 炭化カルシウム(別名カーバイド)
- 9 りん化石灰
- 10 マグネシウム粉
- 11 アルミニウム粉
- 12 マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉
- 13 亜二チオン酸ナトリウム(別名ヒドロサルファイト)

3 酸化性の物

- 1 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類
- 2 過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類
- 3 過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物
- 4 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
- 5 亜塩素酸ナトリウムその他の亜塩素酸塩類

- 6 次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類
- 4 引火性の物
 - 1 エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他の引火点が零下 30 度未満の物
 - 2 ノルマルヘキサン、エチレンオキシド、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が零下 30 度以上零度未満の物
 - 3 メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマルーペンチル(別名酢酸ノルマルーアミル)その他の引火点が零度以上 30 度未満の物
 - 4 灯油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)、酢酸その他の引火点が 30 度以上 65 度未満の物
- 5 可燃性のガス(水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度 15 度、1 気圧において気体である可燃性の物をいう。)

別表第2 放射線業務

- 1 エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- 2 サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線(アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。第5号において同じ。)の発生を伴う当該装置の検査の業務
- 3 エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務
- 4 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務
- 5 前号に規定する放射性物質又は当該放射性物質若しくは第二号に規定する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務
- 6 原子炉の運転の業務
- 7 坑内における核原料物質(原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第3号に規定する核原料物質をいう。)の掘採の業務

特定粉じん作業

粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発生源（別表第2に掲げる箇所をいう。）であるものをいう。

別表第1

- 1 鉱物等（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐すいする場所における作業
 - ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業
- 1の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
- 2 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第3号の2、第9号又は第18号に掲げる作業を除く。）。
 - イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
 - ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業
- 3の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- 4 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽けん引する機関車を運転する作業を除く。
- 5 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。
 - 5の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
 - 5の3 坑内であって、第一1から第3号の2まで又は前2号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業

- 6 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第 13 号に掲げる作業を除く。）。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。
- 7 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）。
- 8 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第 3 号、第 15 号又は第 19 号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。
- 9 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（第 3 号、第 3 号の 2、第 16 号又は第 18 号に掲げる作業を除く。）。
- 10 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業
- 11 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業（次号から第 14 号までに掲げる作業を除く。）。
- 12 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
- 13 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業
 - ロ 水の中で原料を混合する場所における作業
- 14 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げす

る場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。

- 15 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（第7号に掲げる作業を除く。）。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。
- 16 鋳物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鋳物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業
- 17 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鋳物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。
- 18 粉状の鋳物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鋳さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業
- 19 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業
- 20 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業
- 20の2 金属をアーク溶接する作業
- 21 金属を溶射する場所における作業
- 22 染土の付着した藎い草を庫くら入れし、庫くら出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業
- 23 長大ずい道（じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）別表第23号の長大ずい道をいう。別表第3第17号において同じ。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業

別表第2

- 1 別表第1第1号又は第1号の2に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内の、鋳物等を動力により掘削する箇所

- 2 別表第1第3号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所
- 3 別表第1第3号又は第3号の2に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
- 4 別表第1第3号又は第3号の2に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等をコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。）へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所（前号に掲げる箇所を除く。）
- 5 別表第1第6号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
- 6 別表第1第6号又は第7号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
- 7 別表第1第7号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材を用いて動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する箇所
- 8 別表第1第8号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所
- 9 別表第1第9号又は第10号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
- 10 別表第1第11号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
- 11 別表第1第12号から第14号までに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、原料を混合する箇所
- 12 別表第1第13号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料（湿潤なものを除く。）を動力により成形する箇所
- 13 別表第1第13号又は第14号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋

内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げする箇所

14 別表第1第15号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所

15 別表第1第21号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、手持式溶射機を用いなくて金属を溶射する箇所

林業架線作業主任者を選任すべきもの

次のいずれかに該当する

機械集材装置(集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。)

若しくは**運材索道**(架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。)

の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業

イ 原動機の定格出力が 7.5Kw を超えるもの

ロ 支間の斜距離の合計が 350m 以上のもの

ハ 最大使用荷重が 200Kg 以上のもの

簡易架線集材装置

集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。

架線集材機械

動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。



伐木等機械

伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。



走行集材機械

車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

